

神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請
提出書類のチェックリスト

.R5. 12～

以下の書類を各3部ご提出ください。※本チェックリストは市HP及び兵庫県住宅建築総合センターHPからもダウンロードできます。
公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター、神戸市住宅政策課、神戸市高齢福祉課で各1部使用します。

チェック	提出書類	備考
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第4条関係		
□	登録申請書	登録申請書は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」より作成してください https://www.satsuki-jutaku.jp/apply.html
	【別記様式第一号】	「神戸市長宛」ではなく、「公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター理事長宛」の申請としてください 下記リンクの様式をご利用ください http://www.hyogo-jkc.or.jp/jkc/koreisumai/y01_kobe.doc
	【別添1. 2】 役員名簿	
	【別添3】 住宅の規模並びに構造及び設備等	
	【別添4】 サービスの内容	
	システム独自項目	
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条および第8条関係		
※ □ □省略	各階平面図	
※ □ □省略	加齢対応構造等を表示した書類(図面等)	
※ □ □省略	加齢対応構造等のチェックリスト	「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください 【本則基準(別紙2①)】または【準ずる基準(別紙2②)】(本則基準を満たすことができない既存改修の場合) https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html
□	入居契約に係る約款(入居契約書)	【参考とすべき入居契約書】は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html
□	入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト	【入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト】は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html
□	(神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針による)重要事項説明書	住宅が有料老人ホームに該当する場合 「有料老人ホームについて(下記リンク)」をご覧ください https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/yuryo.html
□	サービスに係る約款(サービス契約書)	
※ □ □省略	委託契約に係る書類	住宅の管理又はサービスの提供を委託する場合
□	銀行等との連帯保証契約書等(前払い金の保全措置)	
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条関係		
	サービス提供者についての確認書類 (①または②のいずれか)	体制は開設時のもの
□	① サービス提供者が医療法人、社会福祉法人、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者等の職員の場合	
□	サービス提供者の雇用契約書	雇用ができていない場合は誓約書(任意様式)が必要となります
□	法人の設立認可書	医療法人または社会福祉法人の場合
	事業者の指定を受けたことを証する書類	居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者等の場合
	② ①以外の場合	
□	資格証	医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員の場合
□	研修の修了証	訪問介護に関する2級課程修了者などの場合
□	通報する装置の設置状況がわかる書類 (図面等に設置箇所を示すこと)	常駐者のいない時間がある場合
その他		
□	神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請提出書類のチェックリスト	本紙
□	委任状	登録申請者が代理人を定める場合 任意様式で作成してください

※印の添付書類については、既に提出済みの書類に変更がない場合、更新時に書類の提出を省略することができます。

既に提出済みの書類に変更がなく提出を省略する書類には、省略のボックスにチェックしてください。